

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 31 年 3 月 8 日 (金) 号外第 17 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則及び鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (10) (会計指導課) . . . . . 3
-------	--

=====公布された規則のあらまし=====

## ◇鳥取県会計規則及び鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

契約に係る事務の平準化を図る等のため、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県会計規則の一部改正

ア 私人へ歳入の徴収又は収納の事務を委託した場合には、その旨を会計管理者に通知するものとする。

イ 私人へ歳入の徴収又は収納の事務を委託した場合において、受託者が収納した歳入金の払込みをした際の報告のうち、会計管理者又は出納員への報告を廃止する。

ウ 落札者が落札者の決定の通知を受けたとき及び随意契約の相手方が随意契約の相手方の決定の通知を受けたときは、落札者が書面によりその日までに契約を締結できない理由を申し出た場合において契約権者がやむを得ないと認めたとき及び4月1日から同月15日までの間の日を契約日としなければならないときを除き、14日以内（現行 7日以内）に契約を締結するものとする。

エ 証拠書類に押す印鑑は、当該証拠書類が正当に作成されたものであることを確認することができる印鑑とする。

オ その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 鳥取県建設工事執行規則の一部改正

ア 知事は、請負契約の相手方を決定をしたときは、14日以内（現行 7日以内）に請負契約書を作成するものとする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県会計規則及び鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第10号

鳥取県会計規則及び鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

（鳥取県会計規則の一部を改正する規則）

第1条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（徴収又は収納の委託）</p> <p>第26条 知事又は出納機関の長は、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、<u>知事が委託したときは会計管理者に、出納機関の長が委託したときは知事及び会計管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により払込みをしたときは、その都度知事又は出納機関の長に受託歳入金払込計算書（様式第9号）により報告しなければならない。ただし、当該様式により難いときは、会計管理者の承認を受けて別の様式とすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>（落札の通知等）</p> <p>第132条 略</p> <p>2 落札者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して<u>14日</u>（県の休日の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者が書面によりその日までに契約を締結できない理由を申し出た場合において<u>契約権者がやむを得ないと認めたとき及び4月1日から同月15日までの間の日を契約日としなければならないときは、この限りでない。</u></p> <p>（随意契約の相手方の決定の通知等）</p> <p>第137条 略</p> <p>2 随意契約の相手方は、前項の通知を受けた日の翌</p>	<p>（徴収又は収納の委託）</p> <p>第26条 知事又は出納機関の長は、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、<u>出納機関の長が委託したときは、知事に通知しなければならない。</u></p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により払込みをしたときは、その都度知事又は出納機関の長<u>及び会計管理者又は出納員</u>に受託歳入金払込計算書（様式第9号）により報告しなければならない。ただし、当該様式により難いときは、会計管理者の承認を受けて別の様式とすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>（落札の通知等）</p> <p>第132条 略</p> <p>2 落札者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して<u>7日</u>（県の休日の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者が書面によりその日までに契約を締結できない理由を申し出た場合において、<u>契約権者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>（随意契約の相手方の決定の通知等）</p> <p>第137条 略</p> <p>2 随意契約の相手方は、前項の通知を受けた日の翌</p>

日から起算して14日（県の休日の日数は、参入しない。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、4月1日から同月15日までの間の日を契約日としなければならないときは、この限りでない。

第141条 削除

(証拠書類に押す印鑑)

第147条 証拠書類に押す印鑑は、当該証拠書類が正当に作成されたものであることを確認することができる印鑑とする。

様式第9号（第26条、第139条関係）  
受託歳入金払込計算書

年 月 日

鳥取県知事  
(出納機関の長)  
氏 名 様

受託者 氏 名<sup>㊤</sup>

年月日から年月日までの間における歳入金を下記のとおり払い込みました。

領収 月日	払込金 の内容	区分	金額	納入者住所 氏名	備考
			円		

	計				
--	---	--	--	--	--

日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。この場合において、県の休日の日数は、当該日数に算入しないものとする。

(混合支払の場合の証拠書類)

第141条 一の請求書等で数科目から支出する場合の書類の整理は、支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書の起案文書に混合払先書類番号及び請求書金額を付記するとともに、請求書等をまとめた簿冊の名称を記載しなければならない。

2 前項の規定は、数科目から支出した経費に係る資金前渡（概算払）精算書に領収書を添付する場合についてこれを準用する。

(証拠書類に押す印鑑)

第147条 証拠書類に押す印鑑は、官公署にあっては、官印又は公印、法人その他の団体にあっては、その代表者の職印、その他の者は実印又は認印とする。

様式第9号（第26条、第139条関係）  
受託歳入金払込計算書

年 月 日

鳥取県知事  
(出納機関の長)  
氏 名 様

鳥取県会計管理者  
(出納機関名 出納員)

受託者 氏 名<sup>㊤</sup>

年月日から年月日までの間における歳入金を下記のとおり払い込みました。

領収 月日	払込金 の内容	区分	金額	納入者住所 氏名	備考
			円		

	計				
--	---	--	--	--	--

備考 本庁に提出する場合は、知事あてのものとは会計管理者あてのものを別葉とすること。

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第2条 鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約書の作成等)</p> <p>第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日の翌日から起算して14日以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。この場合において、鳥取県の休日（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しないものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(契約書の作成等)</p> <p>第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。この場合において、鳥取県の休日（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しないものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県会計規則第132条第2項及び第137条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に鳥取県会計規則第132条第1項及び第137条第1項の通知を受けた落札者及び随意契約の相手方について適用し、同日前に当該通知を受けた落札者及び随意契約の相手方については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定した請負契約について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約については、なお従前の例による。